

議案第 26 号

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成 18 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成 18 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 3 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。